

東久留米市
まち・ひと・しごと創生総合戦略
(令和3年3月版)

～ 都心に近いのに、川遊びの声が響くまち

「住み心地のよい快適空間 東久留米」を目指して ～

東久留米市

第1章 東久留米市まち・ひと・しごと創生総合戦略の改定にあたって	1
1. まち・ひと・しごと創生総合戦略について	1
2. 国の第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」について	2
3. 東久留米市のまち・ひと・しごと創生総合戦略の改定に向けて	4
第2章 東久留米市人口ビジョン	6
1. 東久留米市における人口の特徴	6
2. 将来の人口推計と目標人口	10
第3章 東久留米市まち・ひと・しごと創生総合戦略における基本目標	11
1. 基本目標の設定	11
2. 基本目標ごとの取り組みと重要業績評価指標（KPI）	13
基本目標1 安心して快適にすごせるまち	14
基本目標2 子どもが豊かに成長できるまち	18
基本目標3 共に創るにぎわいあふれるまち	22
第4章 東久留米市まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進にあたって	26
1. PDCAサイクルの確立について	26
2. 施策の進捗管理体制	26

第1章 東久留米市まち・ひと・しごと創生総合戦略の改定にあたって

1. まち・ひと・しごと創生総合戦略について

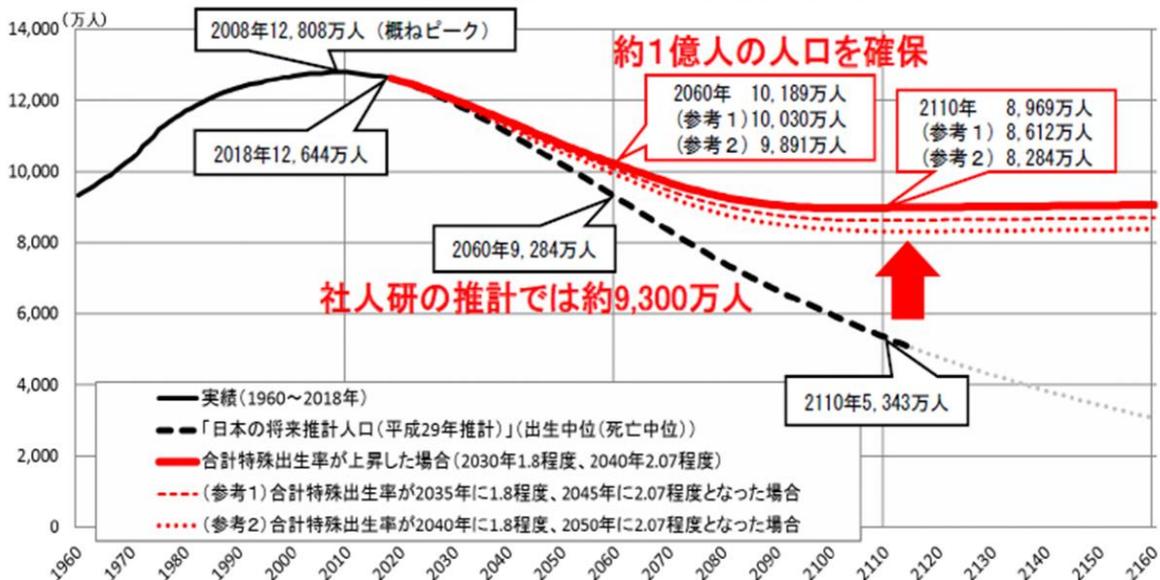
地方創生は、出生率の低下によって引き起こされる人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持することを目的としています。

国は、この目的に向かって政府一体となって取り組むため、平成26年9月にまち・ひと・しごと創生法を制定し、内閣にまち・ひと・しごと創生本部が設置しました。同年12月には、2060年に1億人程度の人口を維持するなどの中長期的な展望を示した「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」を策定するとともに、まち・ひと・しごと創生法に基づき、5か年の目標や施策の基本的方向等をまとめた、第1期（平成27年度から令和元年度まで）の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しました。

また、令和元年12月に国の第2期「総合戦略」が策定され、この5年間で進められてきた施策の検証を行い、優先順位も見極めながら、「継続は力なり」という姿勢を基本にし、地方創生の目指すべき将来や、令和2年度を初年度とする今後5か年の目標や施策の方向性等を策定するとともに、まち・ひと・しごと創生本部が司令塔となって、関係省庁との連携をより一層強化し、地方創生の動きを更に加速させていくこととしています。

地方自治体においては、まち・ひと・しごと創生法第9条及び第10条に基づき、地方創生の充実・強化に向けて、切れ目ない取組を進めるため、国の第2期総合戦略を勘案しつつ、切れ目のない次期「地方版総合戦略」を策定することが求められています。

我が国の人口の推移と長期的な見通し



(注1) 社人研「日本の将来推計人口(平成29年推計)」出生中位(死亡中位)

(注2) 「合計特殊出生率が上昇した場合」は、2030年に1.8程度、2040年に2.07程度となった場合について、まち・ひと・しごと創生本部事務局において推計を行ったものである。

(注3) 実績(2018年までの人口)は、総務省「国勢調査」等による(各年10月1日現在の人口)。2115～2160年の点線は社人研の2110年までの仮定等をもとに、まち・ひと・しごと創生本部事務局において、機械的に延長したものである。

2. 国の第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」について

(1) 地方創生の目指すべき将来

- 将来にわたって「活力ある地域社会」の実現
- 「東京圏への一極集中」の是正

(2) 第2期における施策の方向性

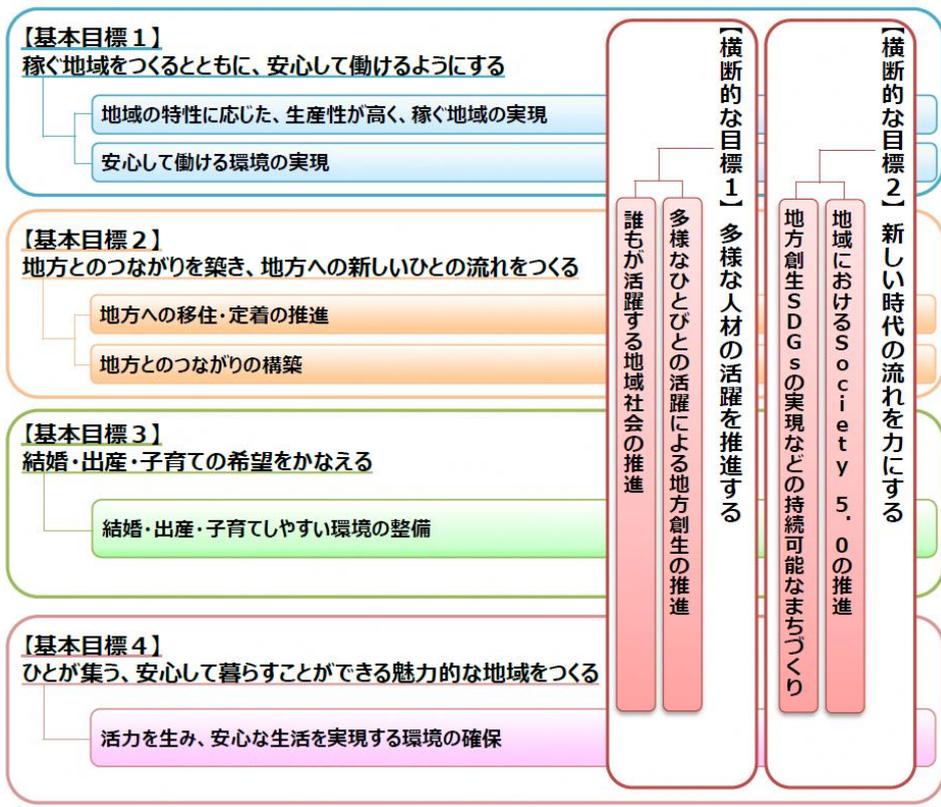
国は将来にわたって「活力ある地域社会」の実現と、「東京圏への一極集中」の是正を共に目指すため、第1期の成果と課題等を踏まえて、第1期「総合戦略」の政策体系を見直し、以下のとおり、次の4つの基本目標と2つの横断的な目標の下に取り組むこととしています。

【基本目標】

- ① 稼ぐ地域をつくとともに、安心して働けるようにする
 - ・ 地域の特性に応じた、生産性が高く、稼ぐ地域の実現
 - ・ 安心して働ける環境の実現
- ② 地方とのつながりを築き、地方への新しいひとの流れをつくる
 - ・ 地方への移住・定着の推進
 - ・ 地方とのつながりの構築
- ③ 結婚・出産・子育ての希望をかなえる
 - ・ 結婚・出産・子育てしやすい環境の整備
- ④ ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる
 - ・ 活力を生み、安心な生活を実現する環境の確保

【横断的な目標】

- ① 多様な人材の活躍を推進する
 - ・ 多様なひとびとの活躍による地方創生の推進
 - ・ 誰もが活躍する地域社会の推進
- ② 新しい時代の流れを力にする
 - ・ 地域における Society 5. 0 の推進
 - ・ 地方創生SDGsの実現などの持続可能なまちづくり



3. 東久留米市のまち・ひと・しごと創生総合戦略の改定に向けて

(1) 改定の趣旨

少子高齢化に伴う人口減少は、我が国全体の深刻な問題となっており、本市においても、今後も現状のままですと、急激に人口が減少することが予想されています。

市では、地域の特性と実情に合わせ、地域の魅力を高めていくため、人口減少克服と地方創生をあわせて行うことにより、将来にわたって活力ある社会を維持することを目指すため、平成 27 年度に「東久留米市まち・ひと・しごと創生総合戦略」策定をしました。

この総合戦略の策定以降には、上の原地区のまちづくりが進み、大型商業施設がオープンし、屋外運動施設や公園が整備され、また、旧市立幼稚園跡を活用した新児童館も開館し、産官学が連携した事業が展開されるなど、地方創生の取り組みが進みました。あわせて市の人口についても、平成 27 年以降に減少を続けるとされていた人口推移は横ばいを維持し、当初の推計より人口減少は緩やかになっています。

このような成果を受けて、地方創生の推進に向けて、「東久留米市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を改定し、切れ目ない取り組みを進めます。

(2) 第 5 次長期総合計画と東久留米市まち・ひと・しごと創生総合戦略の関係

東久留米市第 5 次長期総合計画（令和 3 年度～令和 12 年度）は、市の最上位計画として、基本構想で掲げる目指すべき「まちづくり」の将来像である「みんないきいき 活力あふれる 湧水のまち 東久留米」に向けて、体系的に諸施策をとりまとめたものです。また、基本構想の目標達成に向けた取り組みが創意工夫のもとになされていくよう分野別に現状と計画期間中の課題とそれらを踏まえた方向性を示した前期基本計画（令和 3 年度～令和 7 年度）を策定しました。

東久留米市まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和 3 年 3 月版）は、東久留米市第 5 次長期総合計画前期基本計画のうち地方創生の視点における重点的な取り組みを抽出し、改定します。

(3) 計画期間

東久留米市まち・ひと・しごと創生総合戦略の計画期間は、第5次長期総合計画前期基本計画と同様の令和3年度から令和7年度までの5年間とします。また、計画期間内においては、財政状況や社会状況の変化、施策の取り組みの進捗状況など必要に応じて見直しを行います。

【長期総合計画と総合戦略の期間】

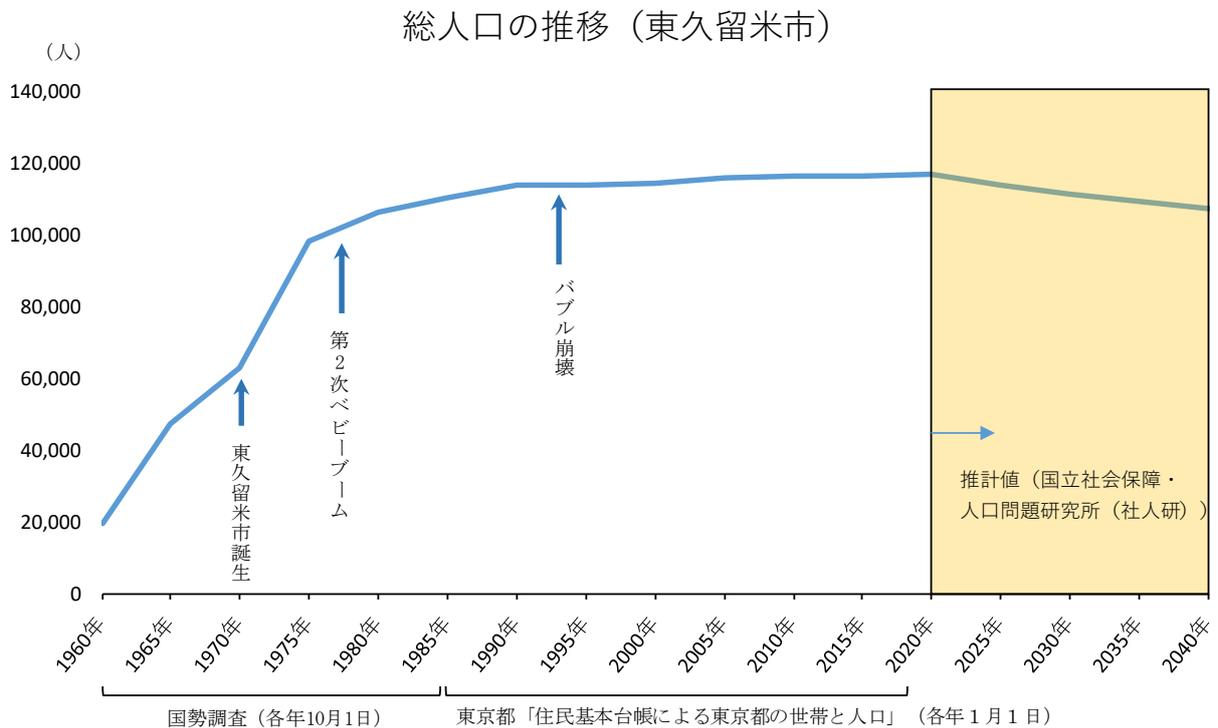
令和元年度	令和2年度	令和3年度 ~	令和7年度	令和8年度 ~	
...	第4次長期総合計画 《平成23年度～令和2年度》	第5次長期総合計画 《令和3年度～令和12年度》			...
		前期基本計画 《令和3年度～令和7年度》	後期基本計画 《令和8年度～令和12年度》		
...	まち・ひと・しごと創生総合戦略 《平成27年度～令和2年度》	まち・ひと・しごと創生総合戦略 (令和3年3月版) 《令和3年度～令和7年度》		...	
	※期間延長				

第2章 東久留米市人口ビジョン

1. 東久留米市における人口の特徴

(1) 東久留米市の人口

東久留米市の総人口を1960年からみると、約2万人だった人口は、ひばりが丘団地や東久留米団地、滝山団地、久留米西団地などの住宅団地が次々に建設され急激に増加し、1970年には6万人を超えています。さらに、第2次ベビーブーム等の影響により1980年には人口は10万人を超え、その後も増加傾向にあり、2016年には117,128人と過去最高の人口となっています。国立社会保障・人口問題研究所（社人研）による2013年の人口推計では、2015年以降の人口が減少するとされていましたが、2015年から2020年までの人口はほぼ横ばいで推移しており、最新の社人研による人口推計（2018年）でも、人口減少は緩やかになっています。

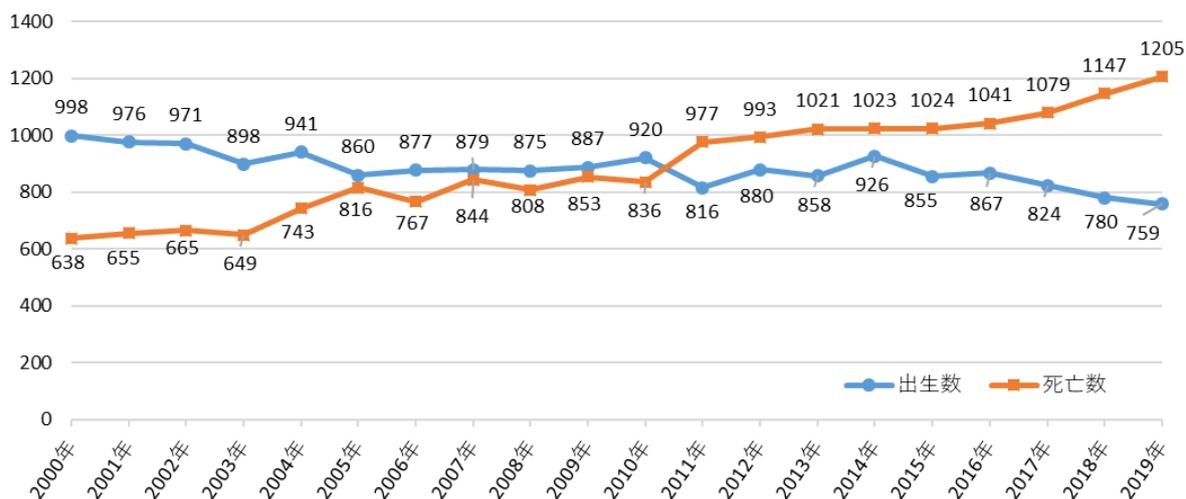


出典：国勢調査人口数（各年10月1日）（1960年～1980年）
東京都「住民基本台帳による東京都の世帯と人口（各年1月1日）（1985年～2014年）」
推計値…国立社会保障・人口問題研究所

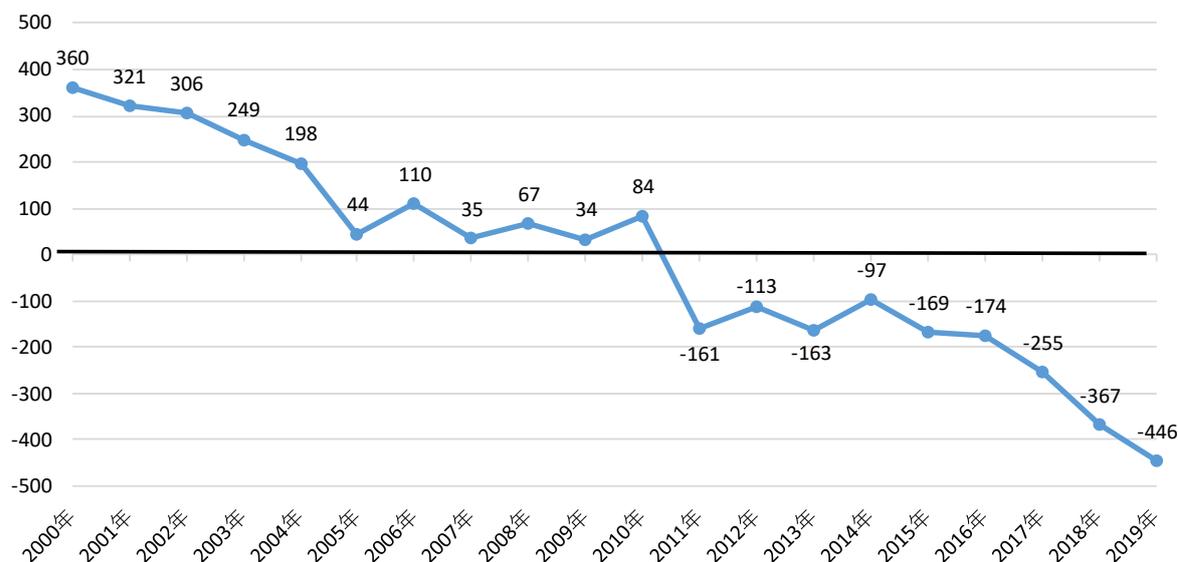
(2) 自然増減の推移

出生・死亡の推移をみると、2011年からは死亡数が出生数を上回り、年々その差が大きくなっています。同様に出生数から死亡数を差し引いた自然増減の推移は、2011年以降死亡数が増加し出生数が減少しているため、急速に自然減が進んでいます。

出生数・死亡数の推移



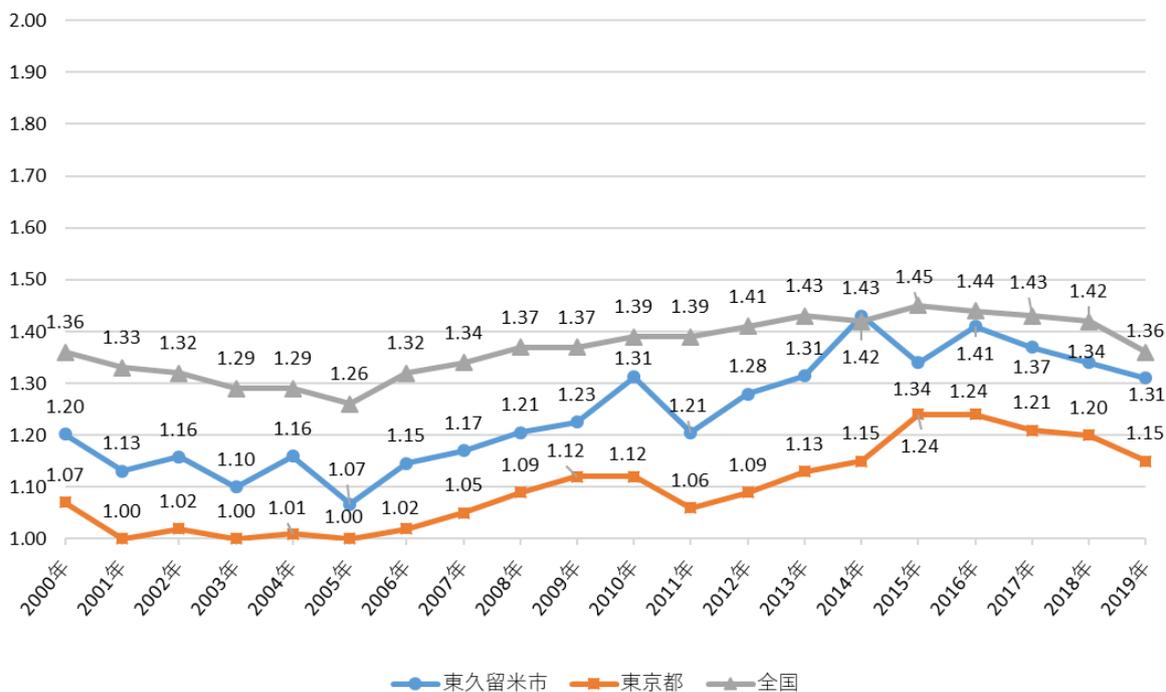
自然増減



出典：東久留米市市民部市民課

また、合計特殊出生率をみると、本市は東京都の水準よりは高く、全国の水準は下回っています。2014年には1.43と全国水準を上回り、2013年以降は1.30以上で推移しています。

合計特殊出生率の推移

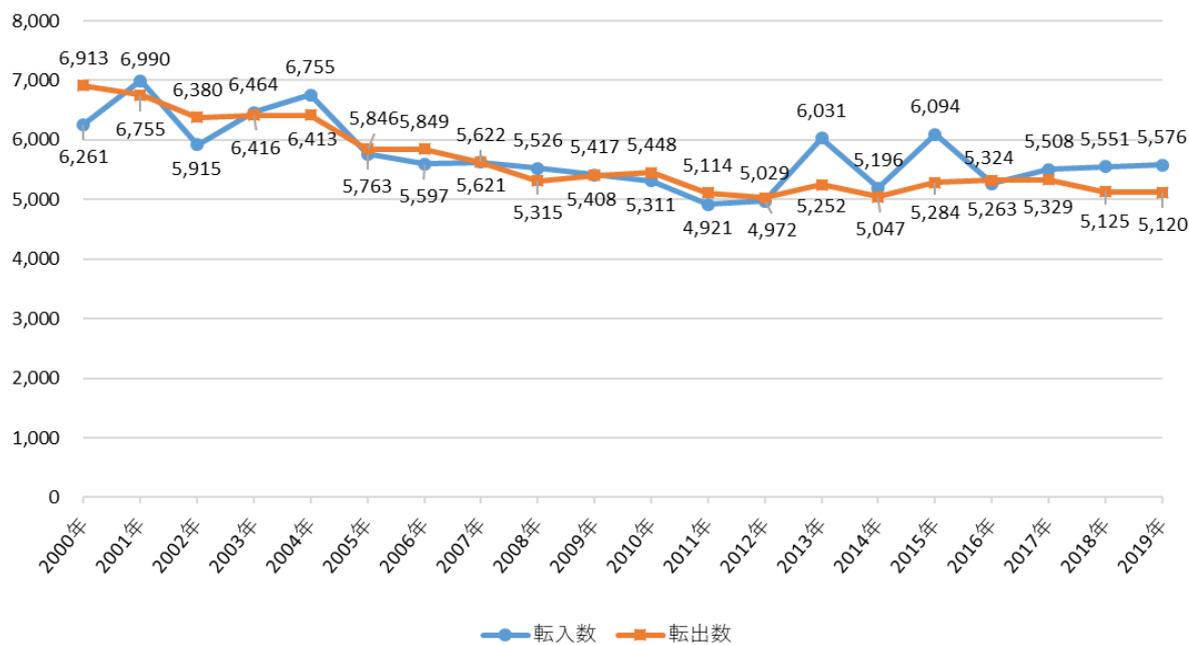


出典：全国…厚生労働省「人口動態調査」
東京都・東久留米市…東京都福祉保健局「人口動態統計」

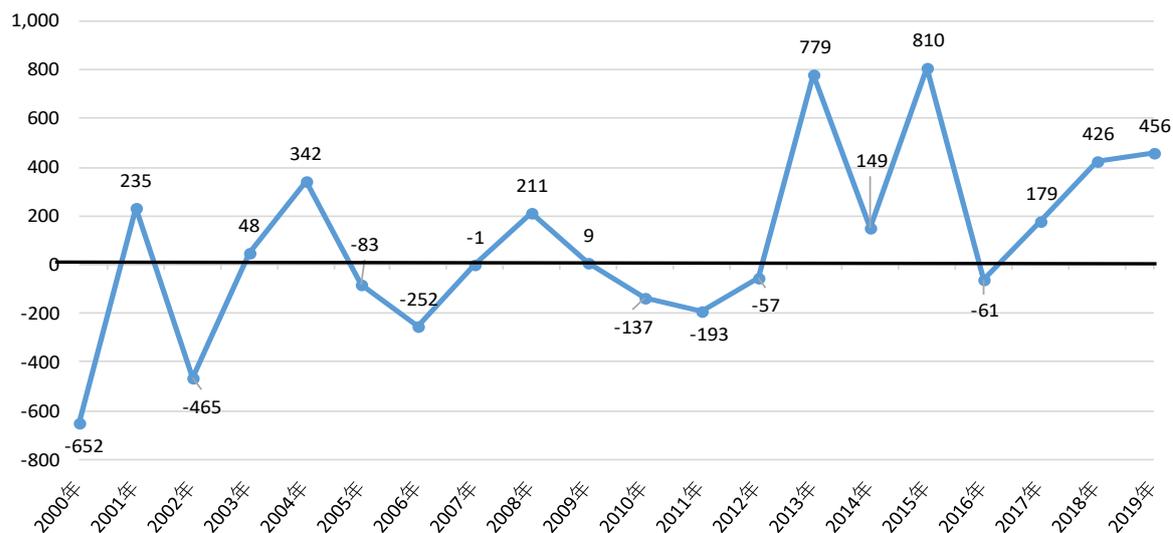
(3) 社会増減の推移

転入・転出の推移をみると、転出入とも 2011 年までは徐々に減少していましたが、以降は年により差があるものの、ほぼ横ばいで推移しています。この 10 年間の平均では、転入数が転出数を上回っており、2,351 人の社会増となっています。

転入数・転出数の推移



社会増減の推移



※転出には国外転出を含む

出典：東久留米市市民部市民課

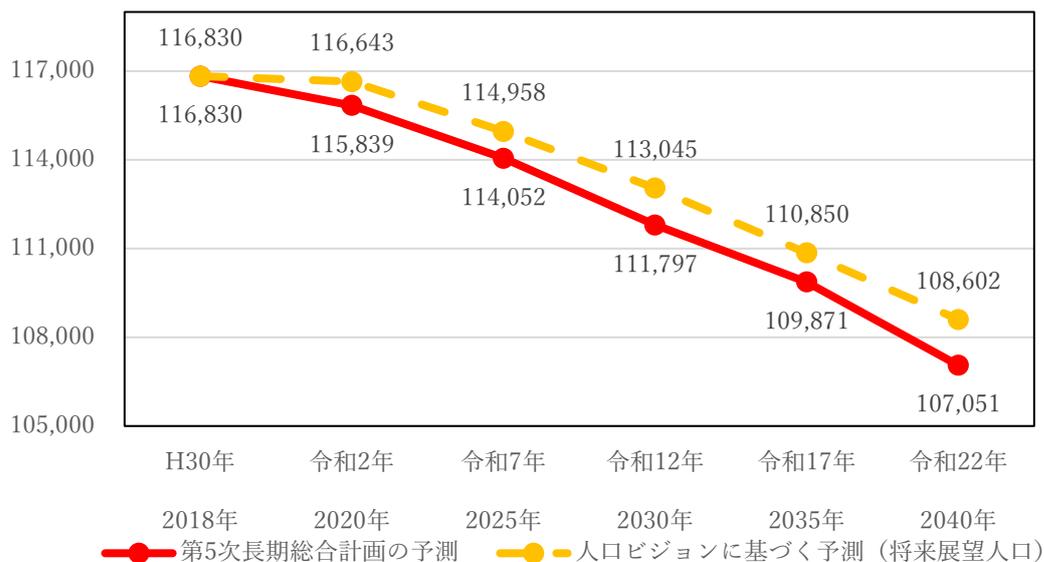
2. 将来の人口推計と目標人口

第5次長期総合計画の策定にあたり、将来の人口推計と目標人口の見直しを行ったところ、最新の社人研による人口推計（2018年）では、市の人口ビジョン（2015年時点）の推計よりも人口減少が緩やかとなっており、2018年時点では実際の市の人口が市の人口ビジョン（2015年時点）の人口推計及び将来展望人口を上回る結果となりました。

こうしたことから、第5次長期総合計画では2015年に策定した市の人口ビジョンにおいて、市の目標人口を算出した際の諸条件※はそのままに、基準年を2018年として改めて人口推計及び目標人口を定めました。なお、2021年1月1日の人口は117,007人となっており、将来展望人口を更に上回る結果となっています。

東久留米市まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和3年3月版）においても、第5次長期総合計画と同様に、これを将来展望人口とし、人口減少の速度が緩和されるよう、取り組みを進めていきます。

将来人口



※ [市の目標人口を算出した際の諸条件]

2015年に策定した市の人口ビジョンにおいては、合計特殊出生率を2015年では1.30とし、5年後の2020年から2025年までで1.60、2030年以降は1.80を維持できるよう、若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえ、出生数の上昇を目指すとともに、社会増としては、通勤・通学者にとって利便性の高い場所ということを考慮しながらも、2060年までに、これまでの移動数（社人研準拠推計）に0歳代から40歳代の若者・子育て世代3,600人の転入者を追加していくことを目指し、本市では2050年代まで人口10万人を維持することを目標としています。

～ 都心に近いのに、川遊びの声が響くまち

「住み心地のよい快適空間 東久留米」を目指して ～

1. 基本目標の設定

本市の目標設定にあたっては、まち・ひと・しごと創生法第10条の規定により、国の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を勘案し、国の基本目標との連動を考慮して、本市の最上位計画である第5次長期総合計画の基本目標より、地方創生の視点における重点的な取り組みを抽出し、次の3つの基本目標とします。

- 基本目標1 「安心して快適にすごせるまち」
- 基本目標2 「子どもが豊かに成長できるまち」
- 基本目標3 「共に創るにぎわいあふれるまち」

また、第5次長期総合計画の基本目標実現のために掲げられている「協働によるまちづくりの推進」「互いに尊重しあえる意識の醸成」「持続可能な行財政運営」については、施策全体に必要となる横断的な取り組みとして位置づけをします。

なお、国の基本目標「地方とのつながりを築き、地方への新しい人の流れをつくる」に対応した市の基本目標については、本市が東京都にある自治体であることから設定は行いませんが、3つの基本目標を通じて、住みたい、住み続けたいと思う魅力あるまちづくりを目指して取り組みを進めます。

こうした基本目標の達成に向けては、国と連動するだけでなく、地域の特性や実情に合わせ、東久留米市という地域の特色や地域資源を生かした施策を幅広く展開する必要があります。

●東久留米市の特色・強み・課題

東久留米市は、高度経済成長期にあった昭和 30～40 年代、人口・産業の大都市集中を受けて、市内各地区に大規模団地が建設され、本格的な人口急増が始まり、合わせて都市・交通インフラの整備も進められています。市の玄関である東久留米駅からは、西武池袋線利用による池袋駅をはじめとして、東京メトロ有楽町線、副都心線、東急東横線との乗り入れ、練馬駅乗り換えでの都営大江戸線の利用などにより、新宿駅、渋谷駅、六本木駅、有楽町駅、横浜駅などへのアクセスが可能であり、通勤、通学、レジャーへの利便性が高くなっています。また、自然と調和した“複合多機能都市”を目指す上の原地区のまちづくりも進むほか、市内には都市計画道路が整備され、多くの路線バスが運行されていることや、まちづくりが進み商業施設が展開されているなど、生活拠点としての都市機能は整ってきています。

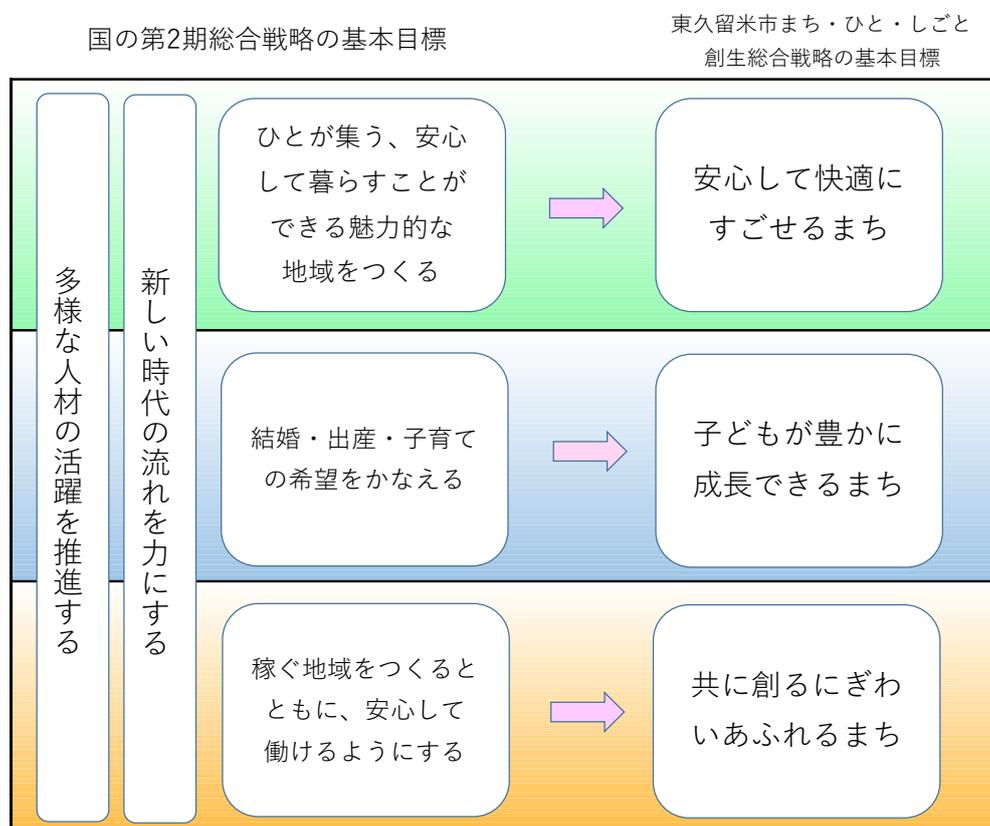
こうして都市圏における住宅都市として発展してきた東久留米市は、東京で唯一、平成の名水百選に選ばれた落合川と南沢湧水群（平成 20 年 6 月）などの多くの豊かな自然が残され、自然との調和、融和が図られた質の高い住環境が形成されています。夏には、自然の川の中で遊ぶ子どもたちの姿が、黒目川や落合川沿いに整備された遊歩道には、散歩やジョギングを楽しむ老若男女の姿が多く見られます。また、地元の農地で生産された新鮮な野菜も味わうことができます。このように都市と自然との調和が東久留米市というまちの最大の強みであると言えます。

一方で、少子高齢化が進み、社会・経済が不透明な状況下、持続可能な行財政運営を進める必要がある中で、子育てしやすい環境づくりが求められていることや既存商店街の売上減少や空き店舗が発生していること、人口急増に合わせて整備された公共施設などの社会インフラの老朽化が進んでいることなど、様々な課題もあります。

こうした中で、東久留米市の強みを生かし、課題を克服しながら、「住み心地のよい快適空間 東久留米」を目指し、さらに魅力あるまちづくりを進めるための施策を総合戦略に盛り込んで取り組みを進めていきます。

2. 基本目標ごとの取り組みと重要業績評価指標（KPI）

● 国の基本目標と市の基本目標の関係図



※国の第2期総合戦略の横断的な目標である「多様な人材の活躍を推進する」「新しい時代の流れを力にする」は、Society5.0の推進や多様なひとびとの活躍など、各事業を行っていくうえで必要な視点として、市の3つの基本目標に対し横断的に取り組むこととします。

● 重要業績評価指標（KPI）の設定について

基本目標ごとの進捗状況を検証する指標として、重要業績評価指標（KPI）を設定します。

なお、実績値については、今般の感染症の影響により、令和元年度の数値が正確に集計できないものが多かったため、平成30年度の数値を基本としました。

基本目標1 安心して快適にすごせるまち

(1) 基本目標に対する施策の方向と数値目標

- 多様な世代が市に愛着を持ち、住み続けたいと思える魅力的な都市空間を創り、定住意向の向上につなげます。
- 地震や台風、豪雨などによる災害に強く、犯罪が起こりにくい、安心・安全に過ごすことができるまちづくりに取り組みます。
- だれもが安心して、より快適に暮らせるよう、更なるバリアフリー・ユニバーサルデザインによる都市基盤づくりを進めます。
- 災害や犯罪、感染症など、さまざまなリスクから身を守るために「自助」「共助」「公助」の取り組みを推進します。

数値目標	実績値 (平成30年度)	目標値 (令和7年度)
今後も市に住み続けたいと思う市民の割合	81.8%	90.0%

(2) 基本目標に対する取り組み

■ 1-1 安全・安心な地域づくり

【 1-1-1 災害対策の充実 】

- ・市ホームページ上での情報発信の拡充や「安心くるめーる」や「防災ツイッター」などのSNSの活用による防災行政無線を補完する情報伝達手段の充実を図ります。
- ・災害用備蓄品の適切な維持・管理及び、備蓄倉庫等の確保に努めます。
- ・災害時における避難所の感染症対策の推進に努めます。
- ・市民による防災活動への支援を強化し、自主防災組織の育成を図るほか、防災マップや洪水ハザードマップの周知など、災害時の自助・共助の活動の強化を推進します。
- ・消防団装備等の充実・強化に努め、地域消防力の向上に努めます。
- ・「東久留米市耐震改修促進計画」に位置づけた取り組みにより、市民への周知・普及等の充実を図り、木造住宅の耐震化の促進に努めます。

- ・特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化のため、東京都と連携した啓発活動の実施や国や東京都の新しい補助制度の活用を充実させます。
- ・都市防災機能の強化、安全で快適な歩行空間の確保及び良好な都市空間の創出に向け、市道の無電柱化を推進します。

【 1-1-2 防犯対策の充実 】

- ・特殊詐欺への対策を推進するために、警察などと連携を図り、広報活動や行事を通じた市民や事業者などに対する啓発活動を「安心くるめーる」や「防災ツイッター」などを活用し、推進するとともに、防犯ボランティアの活動を支援します。
- ・犯罪に関する的確で迅速な情報の提供を図るとともに、市民の自主的な地域活動を支援します。
- ・市民、事業者、警察、防犯協会などとの連携強化に努めます。
- ・犯罪抑止の向上を図るため、防犯灯の新設や照度向上等の対策を進めます。

【 1-1-3 交通安全の推進 】

- ・歩行者と自転車が安全に快適に利用できるよう、歩行者と自転車の道路の分離を図り、安全・安心・快適な自転車通行空間の整備に努めるとともに、高齢者などの交通弱者の安全を確保するため、歩道整備や公共交通施設のバリアフリー化に努めます。
- ・生活道路における安全確保のため、交通管理者等の関係機関との連携を図るとともに、地域の実状にあった交通安全対策の向上を図り、交通事故の発生抑制に努めます。
- ・警察署や東久留米市交通安全協会などの関係機関と連携し、全国交通安全運動や交通安全教室をはじめとする啓発活動に取り組み、交通安全意識とマナーの向上を促進します。また、交通事故に関する被害者等への支援に努めます。

【 1-1-4 消費生活の向上 】

- ・消費者センター機能の充実をはじめ、相談件数の多い高齢者のケースを中心に、地域と連携して消費者トラブルや消費者被害を未然に防ぎ、適切な解決ができるよう体制の整備に努めます。
- ・関係団体と連携し、幼児期から高齢者までの各ライフステージに応じた消費問題に関する講座やイベントの開催、情報発信に努めます。

重要業績評価指標（KPI）	実績値 （平成30年度）	目標値 （令和7年度）
自分の住んでいる地域は、防犯上安全であると思う市民の割合	65.5%	70.0%
災害発生時に安全な場所に避難できると思う市民の割合	73.5%	80.0%

■ 1-2 快適な住環境整備の推進

【 1-2-1 道路の整備 】

- ・地域の現状と課題を踏まえ、安全性・快適性に配慮し、計画的に道路の拡幅整備や改修などを進めます。
- ・都市計画道路の整備や改修の際には、だれもが安心して通行できる歩行空間及び自転車走行空間の整備を進めます。
- ・道路の緑化や透水性舗装など、自然環境との調和をめざした道路の整備を検討します。
- ・「東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）」に基づき、優先整備路線の整備を推進します。
- ・道路舗装補修工事五ヵ年計画に基づき、市道の改修を計画的に進めます。
- ・東久留米市橋梁長寿命化修繕計画に基づき、橋梁の修繕を計画的に進めます。

【 1-2-2 都市的土地利用と良好な住環境の形成 】

- ・地区計画などの都市計画制度を活用する際には、懇談会の実施などにより、市民及び事業者の都市景観に係る意識の醸成を図りつつ、まちづくりを推進します。
- ・大規模住宅団地の住環境の改善に向け、国や東京都の制度を活用した取り組みなどについて検討します。また、再生を行う際には、地区の特性に応じた都市計画制度を活用するなど、良好な住環境とにぎわいが調和した市街地環境の形成に努めます。
- ・市民、事業者、行政が連携を図り、「東久留米市空家等対策計画」に基づき、施策の推進に取り組みます。
- ・都立六仙公園については、開園面積の拡大に向け東京都に対して要望を行います。
- ・老朽化した公園遊具の修繕などにあたっては、毎年実施する遊具点検の結果を考慮し、「東久留米市公園施設長寿命化計画」に基づき、計画的に取り組みます。
- ・生産緑地地区については、特定生産緑地制度の周知に努め、指定をしていくとともに、都市農地の活性化と併せ、生産緑地地区の新規指定により、都市農地の計画的な保全に努めます。

【 1-2-3 交通環境の充実 】

- ・地域公共交通の充実に向けたバス路線の拡充に向けて、バス事業者に道路整備の計画、進捗状況など継続的な情報提供を図ります。
- ・デマンド型交通の実験運行を進めるとともに、地域公共交通会議を開催するなど、期間内に判断すべき指標に基づいた検証を行い、その後の方向性について検討します。
- ・「東久留米市駅周辺自転車等駐車場整備計画」を踏まえ、駅周辺の恒久的な自転車等駐車場の確保に向けた取り組みを進めます。
- ・自転車などの放置を防止するため、巡回による指導や撤去作業などを実施し、放置防止対策に努めます。また、警察、鉄道事業者、バス事業者などの関係機関と連携し、駅前放置自転車クリーンキャンペーンを行うことや広報紙などにより、自転車等放置防止に向けた広報啓発活動を推進します。

【 1-2-4 公共下水道の維持管理・整備】

- ・公共下水道への未接続世帯に対する普及促進を図り、「湧水・清流保全都市宣言」に則り、清流を市民とともに守り、次世代に引き継ぐことに努めます。
- ・「東久留米市下水道ストックマネジメント実施方針」を踏まえ、下水道施設の維持管理・改築を一体的にとらえ、計画的・効率的な管理を図り、下水道施設の機能維持、維持管理費の縮減や雨天時浸入水の削減に取り組めます。また、施設の耐震化の確保など、万が一の備えを行い、持続的な下水道事業の実践に努めます。
- ・地方公営企業法の適用による公営企業会計に則り、限られた収入で、必要な市民サービスを将来にわたり安定的に提供していくため、自らの資産情報や経営状況を的確に把握し、財政規律を向上させ、事業の効率化と財源の確保に努めます。
- ・雨水整備事業を推進し、浸水被害の軽減を図ります。

重要業績評価指標（K P I）		実績値 (平成 30 年度)	目標値 (令和 7 年度)
市民一人当たりの公園面積		3.03 m ²	3.26 m ²
市内の移動に不便を感じる市民の割合	公共施設	44.3%	31.9%
	日常の買い物	34.3%	33.5%
	医療機関	43.0%	30.9%

基本目標 2 子どもが豊かに成長できるまち

(1) 基本目標に対する施策の方向と数値目標

- 誰もが希望する時期に安心して子どもを生み育てることのできる環境づくりを進めます。
- 子どもや子育てをめぐる社会情勢の変化を踏まえ、利用しやすい子育て支援サービスの提供を図ります。
- 子どもを取り巻く環境が変化していく中、確かな学力とともに柔軟に対応していきける力を身につけられる学校づくりを進めます。
- 新しい時代を担う子どもたちが豊かな心と健やかな体を養い、人間性豊かに成長できるまちを目指します。

数値目標	実績値 (平成 30 年度)	目標値 (令和 7 年度)
合計特殊出生率	1.37 (平成 29 年 1/1～12/31)	1.60 (令和 6 年 1/1～12/31)

(2) 基本目標に対する取り組み

■ 2-1 子どもを安心して生み育てられる環境づくり

【 2-1-1 幼児教育・保育の充実 】

- ・子どもを取り巻く状況を注視し、必要に応じ、民間から供給されるサービスを活かしながら、認可保育所や特定地域型保育事業を整備する等、保育サービスの施設整備・運営及び提供体制に関する実施計画に沿った取り組みを進めます。
- ・幼児教育の質の向上を図るために市内幼稚園事業者へ必要な支援を行います。
- ・学童保育について、需要を考慮した施設や設備の環境整備とともに、安定的な事業の継続、延長育成の実施などの課題解決に向けて、民間活力の導入を検討します。
- ・特別な支援を必要とする子どもや、子育てに不安を抱える保護者に対し、保育所等が児童福祉施設の専門性を活かした適切な支援を行います。

【 2-1-2 親と子の健康の確保及び増進 】

- ・妊婦健診や乳幼児健診などの各種健診と保健指導の充実を図ります。
- ・プレパパママクラス事業などによる子育ての仲間づくりや、乳幼児健診、発達健診、子ども相談など多様な場面で気軽に保護者が相談できる環境づくりに取り組みます。
- ・産後に安心して子育てが出来るよう、心身の安定と育児不安の軽減を図るための取り組みを検討します。
- ・各種健診、子ども相談などの母子保健サービスの向上に努めるとともに、妊娠期から子育て期まで、子ども家庭支援センターや児童発達支援センターわかくさ学園などの関係機関と連携し、切れ目のない支援に取り組みます。

【 2-1-3 子育て家庭の経済的負担の軽減 】

- ・子育て家庭への手当・医療助成等の手続きや保育所・幼稚園の入園相談等を所管する窓口では、子育てに役立つ情報提供や適切な相談窓口への取り次ぎ等を行い、子育てに関する初期相談窓口としての機能を担います。また、各種制度を通じ、子育て家庭における経済的負担の軽減を図ります。
- ・教育訓練給付金事業、高等職業訓練促進給付金事業などの実施に加え、関係機関と連携し、個々の家庭の状況に応じた総合的な就労支援に努めます。
- ・家庭内の悩みや問題を的確に把握し、関係機関との連携のもと、個々の家庭の状況に応じた情報提供を行うとともに、適切な相談機関への引き継ぎに努めます。
- ・ひとり親家庭などに対する経済的な負担軽減や生活支援、相談活動など、自立に向けた支援を行います。

【 2-1-4 家庭・地域における子育て支援 】

- ・子どもと親が地域で安心して過ごせるような環境づくり等に努めるとともに、地区青少年健全育成協議会による児童の健全育成のための活動を支援します。
- ・市内各保育所における育児相談、園庭開放、地域交流行事など、地域活動事業の充実に努め、地域の子育て力向上を図ります。
- ・児童館は、子どもの健全育成のための施設であり、遊びや生活の場での継続的な関りを通して適切な支援を行うとともに、子どもと子育て家庭の課題の発生予防や早期発見に努め、子ども家庭支援センターなど関係機関と連携して対応を行います。
- ・子ども家庭支援センターは、地域の中核機関として、関係機関との連携や調整機能の充実を図ります。また、地域子育て支援センターは、地域の子育て及び親子の交流を促進する支援拠点として、子育てに関する情報提供及び相談支援の充実を図ります。

重要業績評価指標（K P I）	実績値 （平成 30 年度）	目標値 （令和 7 年度）
子育てがしやすい環境が整っていると 感じている市民の割合	43.5%	50.0%

■ 2-2 子どもの未来を育む学校づくり

【 2-2-1 人権尊重と健やかな心と体の育成 】

- ・人権尊重の意識をより高める教育を行うために、学校管理職や人権教育推進委員への啓発や研修を行い、引き続き市立小・中学校における人権教育のあり方について共通理解を図ります。
- ・各学校が毎年作成する「いじめ対策基本方針」を活用し、市域全体でいじめ問題への対応に取り組みます。
- ・各学校において、日常的に運動に親しむ資質や能力を育成し、健康の保持増進のための実践力と基礎体力や運動能力の向上を目指します。
- ・偏りのない食生活の普及や地場産農産物の活用など、食に関する教育を推進します。

【 2-2-2 確かな学力の育成 】

- ・教員研修の内容を充実させることで教員の資質を高め、学習指導力等の向上を図り、子どもたち一人ひとりの発達段階や学力に応じた授業を実践します。
- ・子どもたちの実態に応じた学習指導を行うための授業改善や、教育環境、補習体制を整備し、学力向上に取り組みます。
- ・コンピュータや情報通信ネットワークなど ICT 機器を活用した学習活動の充実を図り、子どもたちが多くの情報を取捨選択し、正しい情報を取得できる力を育成します。
- ・子どもたちが日本の伝統や文化を大切にしたいうえで国際感覚を身に付け、国際社会において活躍できるようなコミュニケーション能力を養います。また、地域社会の理解を深める教育を推進します。・学校図書館の整備を引き続き行い、子どもたちの読書活動や学習活動の充実を図ります。

【 2-2-3 信頼される学校づくり 】

- ・働き方改革の意識を高めて教員の勤務環境の整備に取り組み、きめ細かな指導に向けて子どもたちに効果的な教育活動を行うとともに、家庭、地域及び関係機関と連携し、相談支援体制の充実を図ります。
- ・学校施設の日常点検や維持補修、施設整備プログラムに基づく施設全体の改修工事を計画的に取り組みます。
- ・子どもたちが交通事故や犯罪被害に遭わないように通学路の安全確保に努めます。
- ・より良い教育環境を目指し、児童・生徒数の将来推計や地域の状況などを注視しながら、必要に応じてその対応を検討します。
- ・安全・安心な給食を継続的に提供していく体制を整備するため、調理校を集約し、小学校給食の調理業務委託の推進を図ります。

重要業績評価指標（K P I）	実績値 （平成 30 年度）	目標値 （令和 7 年度）
学校に行くのは楽しいと思う割合 （中学校 3 年生）	78.6% （令和元年度実績値）	80.0%

基本目標3 共に創るにぎわいあふれるまち

(1) 基本目標に対する施策の方向と数値目標

- 地域産業の活性化と新たなまちの魅力や価値を創出し、にぎわいあふれるまちを目指します。
- 生産者と消費者がつながりを持ち、地域住民や関係団体等との共創による取り組みを推進します。
- 地域住民が互いに助け合い、だれもが地域の担い手として活躍することができる環境づくりを進めます。
- 市民だれもが地域においてスポーツや文化・芸術に親しむことができ、生涯学習等の多様な活動に取り組む環境づくりを進めます。

数値目標	実績値 (平成30年度)	目標値 (令和7年度)
市の人口の社会増減（転入者－転出者）の過去5年間平均数	300人	400人

(2) 基本目標に対する取り組み

■ 3-1 地域経済の活性化

【 3-1-1 商工業の活性化及び新たな産業などの創出 】

- ・商工業者の経営安定化や雇用のための支援を行うほか、関係機関と連携し、経営相談、販路拡大に努めます。
- ・商店街への補助や適切な助言、情報提供を行い、にぎわいの創出につながる商店街独自の取り組みを支援します。
- ・創業を志す人に対して、関係機関と連携し、セミナーや個別相談等を実施するほか、機運の醸成を図り、創業者が増加するよう取り組みます。
- ・事業用地を求める企業に対し、情報提供やマッチングを図ります。
- ・効果的な情報発信による誘客促進を図るとともに、周遊性を高めるための検討を行い、来訪者の増加を図ります。

重要業績評価指標（K P I）	実績値 （平成 30 年度）	目標値 （令和 7 年度）
にぎわいと魅力ある商店（商店街）があると感じている市民の割合	21.2%	36.5%

■ 3-2 都市農業の振興

【 3-2-1 都市農業の活性化 】

- ・農地所有者に対し、農地保全につながる制度周知を図り、農地面積の減少抑制に努めます。
- ・都市農業の振興のため、農業者の営農意欲を高める取り組みを行います。
- ・市民農園や体験型農園など、市民と農業者がふれあう機会の創出に取り組みます。
- ・地場産農産物の販売拡大に向け、情報発信に取り組むほか、多様な販売形態について検討を行います。

重要業績評価指標（K P I）	実績値 （平成 30 年度）	目標値 （令和 7 年度）
東久留米市の良さ（生活に密着した地場産品等）を知っている市民の割合	58.5%	85.0%

■ 3-3 地域力の向上

【 3-3-1 コミュニティ活動への支援 】

- ・コミュニティ活動の啓発を実施し、自治会活動への参加を積極的に働きかけます。
- ・市民や市民活動団体等と協力したイベントなどの実施を通じて、地域のつながりづくりに資する取り組みを推進します。
- ・さまざまな世代がコミュニティ活動や交流の場として施設を有効活用できるよう、各種事業の実施などを通じて利用者満足度の向上に努めます。
- ・利用者が安全・安心に利用できるよう、コミュニティ施設の適正な維持及び管理を行います。
- ・これまでの高崎市榛名地域との良好な関係のもと、地域の魅力の情報を発信するとともに、さまざまな分野において両地域の特性を活かした交流事業を展開します。

重要業績評価指標（K P I）	実績値 （平成 30 年度）	目標値 （令和 7 年度）
自治会等の活動に参加したことがある市民の割合	39.1%	45.0%

■ 3-4 生涯学習の推進

【 3-4-1 生涯学習活動の充実 】

- ・生涯学習活動に係る情報の提供及び相談機会の充実を図ります。
- ・市民大学事業を推進し、市民大学受講生（卒業生）による自立した地域活動が生まれるよう支援を実施します。
- ・だれもがいつでも、どこでも学習機会を持てるよう、市民活動団体への支援を継続するとともに、市民活動団体や市民が連携し、行政が支援及び協働する体制づくりに努めます。
- ・利用者が安全・安心に利用できるよう、生涯学習センターの適正な維持及び管理を行います。また、指定管理者制度を活用し、民間のノウハウを生かした独自の知見等による各種事業を提供するとともに、安定的な施設管理を実施します。
- ・地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるため、幅広い層の地域住民、団体などが参画し相互にネットワークを形成することにより、家庭、地域、学校が連携できる仕組みづくりに努めます。
- ・放課後子供教室や小・中学生を対象とした体験型事業を推進し、子どもたちの可能性を助長できるよう努めます。
- ・社会教育の担い手として期待できる人材の発掘や社会教育関係団体への支援を実施します。

【 3-4-2 図書館サービスの充実 】

- ・蔵書収容スペースの確保や、資料の電子化、ICT の活用やユニバーサルデザインの考え方に基づく環境整備を行いながら、すべての市民が図書館サービスを楽しむよう機能充実を図ります。
- ・本市の歴史と文化を後世に伝えるため、地域資料、行政資料の収集、整理及び保存を継続します。また、歴史的公文書の保存方法などの研究に努めます。
- ・市民ニーズの多様化に対応した資料・情報の収集を継続し、レファレンスサービスや課題解決支援の充実を図ります。
- ・家庭や地域、学校等を通じた社会全体で、子どもの読書活動を推進します。
- ・市と指定管理者による図書館運営を進め、市民の交流と学びを創造する文化拠点となるよう取り組みます。

【 3-4-3 文化財の保護・活用 】

- ・ 広く関係団体と協力しながら、資料の収集や調査・研究、文化財の保護・活用を図ります。
- ・ 歴史資料の適切な保護・整理・保管・活用のために、資料集の刊行や展示施設を含めた集中保管のできる施設の確保に努めます。
- ・ 無形民俗文化財継承団体などとの連携をより密にし、その継承・保護の支援に取り組みます。
- ・ 文化財ボランティアなど、市民や関係団体との協働を推進します。
- ・ 歴史的公文書について保存・活用の研究に努めます。

【 3-4-4 市民スポーツの振興 】

- ・ スポーツを通じた健康づくりの情報提供を行うとともに、個々のライフスタイルに応じたスポーツについて、その奨励と普及に努めます。また、各種教室やイベントの開催を通じて、スポーツを行う頻度の向上を図ります。
- ・ 利用者が安全・安心に利用できるよう、施設の適正な維持及び管理を行います。また、スポーツセンターについては、指定管理者制度により、利用しやすい施設づくりを協議・検討するとともに、良質な自主事業の提供などのサービスの充実や、施設の安全で安定的な管理を図ります。
- ・ 関係団体と連携し、市民スポーツの活動を支援することを通じて、人材の確保・育成や市民スポーツ団体との連携を促進します。

重要業績評価指標（K P I）	実績値 （平成 30 年度）	目標値 （令和 7 年度）
市の事業を通じて新たに始めた生涯学習活動がある市民の割合	9.8%	15.0%

第4章 東久留米市まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進にあたって

1. PDCAサイクルの確立について

国は、まち・ひと・しごとの一体的な創生を図るためには、各地域経済・社会の実態に関する分析をしっかりと行い、中長期的な視点で改善を図っていくためのPDCAサイクル（Plan Do Check Action）の確立が不可欠であるとしています。また、適切な短期・中期の政策目標を伴う政策パッケージを示し、それぞれの進捗についてアウトカム指標を原則とした重要業績評価指標（KPI）で検証し、進捗管理・点検を行っており、各地方公共団体も、国と同様に、地域課題に基づく適切な短期・中期の政策目標を設定し、地方版総合戦略の進捗を検証し改善するPDCAサイクルを確立することが求められています。

本市においても、東久留米市まち・ひと・しごと創生総合戦略で掲げた基本目標や具体的な施策に基づくKPIの進捗管理・点検を行うためのPDCAサイクルを確立させ、人口の減少に歯止めをかけ、持続的で魅力あるまちづくりへとつなげていきます。

2. 施策の進捗管理体制

東久留米市まち・ひと・しごと創生総合戦略は、各基本目標で設定した施策ごとの重要業績評価指標（KPI）を元に、点検・評価を行い、その結果を踏まえて、施策の見直しや必要に応じて総合戦略の改定を行うものとします。

学識経験者や市民からいただいたご意見を踏まえ、実効性のある施策の推進を行っていきます。

東久留米市まち・ひと・しごと創生総合戦略

(令和3年3月版)

発行／東久留米市

編集／東久留米市企画経営室企画調整課

住所／〒203-8555 東京都東久留米市本町三丁目3番1号

電話／042-470-7777 (代表)

FAX／042-470-7804

E-mail／kikakuchosei@city.higashikurume.lg.jp